水俣学研究序説

原田正純・花田昌宣編 藤原書店 2004年 373P A5版 4,800円 (本体)

去る2004 (平成17) 年4月23 (土)、24 (日) 両日、学習院大学で開催された日本アーカイ ブズ学会の掉尾を飾ったのは、国内外より1 件ずつ行なわれた「テーマアーカイブズ」と も呼ぶべき取り組みの報告だった。まず「記 憶から記録された歴史へ―韓国民主化運動記 念事業会アーカイブズの役割と展望一」と題 して韓国民主化運動記念事業会アーカイブズ のアーキビスト氏が、次に「災害とアーカイ ブズ学―阪神・淡路大震災の経験に学ぶ―」 と題して神戸の研究者氏が、登壇し報告され た。

いま各地で稼働している多様なアーカイブ ズの存在意義と、それら相互の連携を考える 意味でも、また「人々の共有財産として残し ていくべき記録と記憶」を考える意味でも、 いずれも示唆に富む報告だった。そして、こ こで取りあげたい書物も、このふたつの「テ ーマアーカイブズ」報告と重なる関心領域を 持つものといえる。書名は「学」の研究序説 であり、必ずしもストレートにアーカイブズ を扱った書物ではないかもしれないが、特に 地域に根ざしたテーマアーカイブズが構想さ れる際には参照すべき示唆を多く含んでいる。

本書の構成は以下の通り。

序章 水俣の教訓から新しい学問への模索 第 I 部 水俣学へのアプローチ

第一章 水俣学へ向けて

第二章 水俣病事件の教訓と環境リスク論 第三章 水俣病事件報道に関する批判的デ ィスクール分析の試み

第Ⅱ部 現代的課題としての水俣学 第四章 水俣病における認定制度の政治学 第五章 水俣病問題と社会福祉の課題 第六章 水俣病問題をめぐる子ども市民の 意識と大人市民意識の変遷

第七章 水俣病被害補償にみる企業と国家 の責任論

第Ⅲ部 水俣学の展望

〈シンポジウム〉水俣の問いと可能性 この構成からも読み取れるように、本書は 「水俣病」という名で広く知られる公害事件 を扱っている。水俣病という未曾有の悲惨を もたらした災害を、その災害に真正面から向 かい合ってきた当の水俣の地から捉え返し、 そこから人類の共有すべき教訓を引きだそう とする試みである。「水俣病」という名称が、 この地域にネガティブなイメージを冠するも の (スティグマ) であるとすれば、「水俣学」 という名称には、それを敢えて引き受け、か

つそれを反転させようという強い意志がうか

がえる。つまり、この地の過去の記録をまと

めることを通じ、未来と、そして世界に向け

て発信するに足る展望を開いていこうという

強い意志が、その命名から感じ取られる。

とはいえこの名は、水俣を「それをこうむ った人間でなければ決して理解できない」特 権的な「被害者」の位置にまつりあげるもの ではなく、これが他ならぬこの地の人々に生 じた災いであるという不条理を見すえつつも、 そこから人類に共有され「利用」されるべき 普遍的な認識と、あらためて地域の諸関係を 組み立て直していくための智恵とを汲みあげ ようという取り組みに裏打ちされている。流 行の表現を借りれば、Act Local, Think Global. を地でいくものともいえるだろう。

こうした指向性をもつ本書が「地域に根ざ したテーマアーカイブズ」という関心から見 て興味深いのは、次の二点においてである。

まずひとつは、「負の歴史遺産をどのように 活かしていくのか」という関心にかかわり、 もうひとつは「研究機関のアーカイブズは、 みずからの成果をどのように地域に還元して いくか」という関心にかかわる。

この関心から内容を検討する作業は最後に 送り、ここで各章の概略をまとめておきたい。 序章はこの「水俣学」を提唱する中心的な 医学研究者によるものだ。「水俣病は公害の原点」という表現について、その原点たる所以を集約して(1)工場の環境汚染により食物連鎖を通じて起こったこと、(2)胎盤経由で胎児性水俣病が発生したこと、という2点を挙げ、特に後者について、進化の過程で生物が獲得したとされてきた「胎盤は毒物を通さない」という機能の破綻を示すという点で「20世紀を象徴する象徴的、黙示的な事件」と述べている。

水俣病の診断基準が医学的な裏打ちをもつことはいうまでもないが、診断基準を学問的に(つまりは公正に)裏打ちするはずの医学の当時における限界を示したのが胎児性水俣病の存在であった。これをもって水俣病、ひいては公害病を狭い医学の枠内に閉じこめてはいけないという「教訓」も導かれるのだが、だとすると住民は専門家にどの程度みずからの判断を委ねればよいのか。専門家に向けた被害者住民の問いかけは、ひとり専門家だけでなく、その生活のかなりの部分を「専門家」に預けて送っている住民自身にとっても重いものといわなければならない。

本章は次のようなことばで締めくくられている。「本書は水俣病事件を鏡に広範な学問を模索している過程を記録として残すことと、同時に多くの研究分野に『水俣学』を開放し、参加を呼びかけるものである」と。蓄積された記録が、その時点におけるひとつの「完結体」である一方、そこから未来へと向かう方向性を模索するための出発点でもある、ということを象徴する表現といえる。

第一章は水俣病をめぐってまとめられた多様なライフヒストリー作品について、文化人類学の立場から考察する。ライフヒストリーは個人の生活史と、個人の生活を包含するような社会生活史というふたつの側面をもつ。これらの作品が、当事者による自叙伝と研究者による聞き書き調査との対比から推測されるように、聞き手/調査者と語り手/被調査者とのいずれの比重がどの程度高いかによって分類され、それぞれの特徴が示される。

第二章は生態系に影響を及ぼす化学物質などを念頭に置き、環境リスクに関する検討が倫理学の立場から展開される。その要点は、生態系への拡散を通じて人間に被害を及ぼすおそれのある物質について「因果関係が解明されていない(だから手を打つのは時期尚早である)」という判断をどう評価するかにある。ある種の物質と何らかの「被害」との間に因果関係の有無を判定することは主として科学の受け持つべき領域となるだろう。しかし、その物質のもたらす便益と被害とを天秤にかけ、それをどのていど規制するかという判断には科学者に限定されない広範な人々の意向が反映される必要があり、科学もまたこれを考慮する必要があるとされる。

第三章はメディア研究の立場から水俣病と いう「事件」を考察する。「水俣病事件とは、 多くの人びとにとっては、メディア環境にお いてのみ経験される出来事であった」という ごく当たり前でありながら見落とされがちな 指摘を踏まえ、人々の水俣病「理解」が報道 を诵じてどのように醸成されていったかを跡 づけている。私たちは、報道を通じてのみ触 れる世界各地の出来事が私たち自身の経験す るものでないことを知っているが、一方で、 そうした出来事が私たちと何らかの「つなが り」をもっているはずだという漠然とした予 感をももっている。メディア研究はその意味 で、「歴史的な経験を次世代に引き継ぐ」と「経 験していない者に伝えることには限界があ る」という歴史に関わって存在する両極の認 識を、同時代の出来事について考察するもの ということが可能である。

第四章は医学の立場から水俣病認定制度に関わる問題点が検討される。一定の診断を下すのが医学の役割だが、それを踏まえてどのような「救済」措置が妥当であるかについて一定の規準を示すのが認定制度であり、この意味で認定制度は医学と政治あるいは行政の接点に位置するものといえる。一般に、行政による杓子定規な判断といえば大層よくない評判をこうむりがちであるが、しかし行政の

運営は基本的には一定のルールに基づいており、そのルールはまた基本的に住民(国民)の選出した議員が制定にかかわるものであることを考えれば「杓子定規な判断」に住民自身が幾ばくかの責任を負っていることにも疑いの余地がない。専門家、行政、一般住民の関係を考えさせるひとつの好例といえる。

第五章は社会福祉学の立場から水俣事件へのアプローチが試みられるが、まず「社会成員の暮らし、『しあわせ』に関心を寄せる社会福祉」が水俣病被害者の抱える困難にどのように関わってきたか未解明な部分が多いと指摘される。そのうえで人が生活上求める要求を社会生活との関連で数項目に分類した社会生活の「基本的要求」のうち、被害者がどの項目で充足に困難を感じているかについてその証言をもとに検討が加えられている。

第六章は社会学および社会心理学の立場から、「水俣」というスティグマ (=負の烙印)が当の水俣の地でどのように作用したか、これを市民意識という視点から成人と子どもの両方について追跡している。あらためて言うまでもなく水俣に暮らすすべての人が水俣病に冒されたわけではなく、同様の事情は特定の地域名を冠された他の公害病においても同様といえるだろう。スティグマのもたらした亀裂の回復という課題が、「もやい直し」をキーワードに検討される。

第七章は会計学および経済学の立場から水 俣病発生の責任企業であるチッソ株式会社に 対する公的な金融支援のあり方を、その財務 状況の変化に沿いつつ検証している。そして 『被害者救済』と『加害企業チッソの存続』 が、初発より、一方で相反するものでありな がら、他方、相即不離のものとして」展開す るという一見パラドキシカルな歴史が検証さ れ、そこから公的資金の流れ、端的には「責 任を認めた国による損害賠償」ではなく「賠 償能力を超えた責任を負った私企業への国か らの金融支援」というかたちをとってなされ た「被害者救済」を通して、水俣病事件に対 する国家の意思を明らかにしていく。 以上が第二部までの内容であり、第三部には「水俣の問いと可能性」と題して1999年に開催されたシンポジウムの模様がおさめられている。ここでは水俣学の可能性について本書の編者らがみずからの経験を踏まえた認識を披露する一方、水俣病事件への多様な研究領域からのアプローチをまとめて「水俣学」と総称することの意義に関する討論が展開され、いわゆる専門分野の枠組みを超えた「学」のめざす射程が論じられている。

水俣病などの公害に限らず、戦争や大規模な自然災害など「負の歴史遺産」を扱うアーカイブズ(やミュージアム)は国内外に多く存在する。今からは想像を絶するような苦しみ、悲しみを、その時その場で強いられた人人への共感をないがしろにすることはできないが、苦しみや悲しみは、それ自体を展示物として陳列するわけにはいかない。苦しみや悲しみは、何らかのモノを通してでなければ、来場者に理解され、共鳴されるものとはなりえないだろうこともまた明らかである。

また本書で提示されるのは水俣「学」であるが、歴史遺産を扱うアーカイブズのすべてが「学」をめざさなければならないかというと、一概に断定することは困難である。あくまでも当事者としてそれに直面した人々が思いを寄せる場として成り立つことを第一義とするようなアーカイブズの存在も可能性としてあるはずだ。しかしこの時アーカイブズは閉じられた方向性を強くするだろうし、そうなれば負の遺産から世界あるいは後世に向けて「教訓」を引きだすといった営みは後景に退かざるを得ないともいえる。

地域アーカイブズをも含むテーマアーカイブズが、その当事者だけでなく、より広範な人々にとっての「共有財産」であろうとするとき、そこで提供される「財産」には、多様な研究領域に基づき多様な提供のしかたがありうることを理解するうえで、本書は極めて示唆に富む一冊といえる。

藤吉圭二・高野山大学